

介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度から大切なお知らせをお送りしています

お知らせが届いたら
すぐに内容を確認し、
大切に保管してください

介護保険

65歳以上の方へ

令和5年度介護保険料のお知らせを7月中旬に郵送します

年金天引きまたは口座振替により納めている方には決定通知書を、納付書により納めている方には納入通知書と納付書を発送します。

なお、通知は再発行できないので大切に保管してください。

☎1002971 介護保険課 ☎(338)6901・FAX(371)1200



▲決定通知書用封筒

▲納入通知書用封筒

要介護・要支援認定を受けている方などへ7月中旬までに介護保険負担割合証を郵送します

介護保険負担割合証には、利用者負担割合が記載されています。介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を利用する際は、サービス提供事業者に提示してください。

備考利用者負担割合は、本人の所得や同じ世帯の65歳以上の方の所得などにより、1割～3割のいずれか ☎1002967 介護保険課 ☎(338)6907・FAX(371)1200

国民健康保険

国民健康保険証を一齐更新します

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、9月30日(土)です。10月1日(日)から使用できる新しい保険証は、9月中旬に簡易書留で郵送します。

※他の健康保険に変更した場合は、速やかに届け出し、国民健康保険被保険者証を要返却

●簡易書留以外での受け取りをご希望の方へ

「郵便局に転送届を出している」「不在が多い」などの理由で、簡易書留以外の次の方法での受け取りをご希望の場合、7月31日(月)までにご連絡ください(8月以降は受け付け不可)。

- ・普通郵便
- ・市役所1階保険年金課または聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所の窓口で直接受け取り
- マイナンバーカードなどで受診できるようになります

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(マイナンバー法等の一部改正法案)が可決されたことにより、令和6年秋に健康保険証の新規発行が廃止され、廃止後はマイナンバーカードまたは資格確認書で医療機関などを受診できるようになります。

なお、今回の一齐更新による保険証は最長で令和7年9月30日まで使用でき、今回が最後の更新になります。

今後の健康保険証や新たに交付する資格確認書に関しては、詳細が決まり次第お知らせいたします。

☎1001984

国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お持ちの「高齢受給者証」の有効期限は、7月31日(月)です。8月1日(火)から使用できる新しい高齢受給者証は、濃い青色のはがきサイズの封筒で、世帯主宛てに普通郵便で送ります。手続きは不要です。

備考一部負担金の割合は70歳～74歳の国民健康保険加入者の令和4年中の収入・所得などで世帯ごとに判定するため、変更の可能性あり。受給者証の対象者氏名は、世帯主氏名の下段に記載。該当者が複数いる場合も、世帯主宛てにまとめて郵送 ☎1002003

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

各認定証は7月31日(月)が有効期限です。8月1日(火)以降に入院予定のある方・高額な医療費がかかり認定証が必要な方は更新手続きをください。手続きの詳細は、7月中旬に、6月30日時点で認定証を更新可能な方に送付予定の「更新のご案内」をご覧ください。

備考郵送手続き可。新規に必要な方は要問い合わせ **注意事項** 国民健康保険税を滞納している方は更新不可(70歳未満の場合)。適用区分は、令和4年中の世帯の所得によって改めて判定。マイナ保険証をお持ちの方で、入院予定の方や高額な医療を受ける予定の方は認定証が必要か各医療機関に要確認 ☎1002011

【共通事項】

☎保険年金課 ☎(338)6824

後期高齢者医療制度

原則、75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方へ

令和5年度保険料決定通知書

7月中旬に郵送します。お支払い方法などは通知書をご確認ください。



▲封筒の写真

●納付書でのお支払いの方は口座登録にご協力ください

手続きは金融機関にて1回限りです。自動的に口座から引き落とされるため、年金からの引き落としが停止した場合も納付方法の混乱や納め忘れがありません。被保険者本人以外(ご家族など)の口座の登録も可能です。また、キャッシュカード

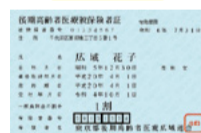
を使って市役所でも口座振替登録が可能です。

☎1002042

後期高齢者医療被保険者証 手続き不要



▲封筒の写真



▲保険証の見本

対負担割合が変更になる方[その他の方は現在お持ちの保険証を令和6年7月31日まで使用] **送付時期** 7月上旬(新たに75歳になる方には、誕生月の前月中旬に発送) **備考** 届いた方は現在お使いの保険証を、同封の返信用封筒にて返却 ☎1012177 **注意事項** 8月1日(火)以降、本来とは異なる負

担割合の保険証を使用した、または使用していた場合、差額(1割または2割分)の医療費のお支払い・還付が発生します

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度額適用認定証 手続き不要

対過去に申請があり、今年度発行対象区分に該当している方 **送付時期** 7月中旬 **備考** 届かない方は、今年度対象外。新規に必要な方は、要申請 ☎1002055

【共通事項】

備考詳細は、同封の案内参照 ☎保険年金課 ☎(338)6807・FAX(371)1200

交通事故などにあったときは届け出が必要です

けがの治療を保険診療とする場合、届け出が必要です。

交通事故など第三者から受け取ったなどの医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分

を除いた医療費を保険者が一時的に立て替え、後で加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故(自損事故含む)にあったら、速やかに届け出てください。必要な書類(被害届など)は、事故の状況などをお聞きした上でご案内しますので、事故日から原則30日以内

に提出してください。

備考交通事故の場合は、事故証明書が必要のため警察へ要届け出 ☎多摩市国民健康保険に加入の方 = 1001992、後期高齢者医療制度に加入の方 = 1002062

葬祭費を支給します

内被保険者の方が亡くなった場合、葬祭を行った方へ50,000円を支給 **備**

考葬祭を行った翌日から2年以内に要申請 ☎多摩市国民健康保険に加入の方 = 1001999、後期高齢者医療制度に加入の方 = 1002061

【共通事項】

備考社会保険に加入の方は、加入先の医療保険者へ要問い合わせ ☎☎保険年金課[多摩市国民健康保険に加入の方 = ☎(338)6824、後期高齢者医療制度に加入の方 = ☎(338)6807]